

非常勤役員報酬及び非常勤役員、評議員、委員等費用弁償規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人 下越総合健康開発センター（以下「センター」という。）の非常勤役員報酬及び非常勤役員、評議員、委員の費用弁償の支給について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則のいう報酬及び費用弁償とは、次のとおりとする。

- (1) 報 酬・・・第3条に定める基準により月額として支給する。
- (2) 費用弁償・・・理事会及び評議員会、委員会等のときに支払うものとし、非常勤役員、評議員、委員等に支給する。

(支給額)

第3条 報酬の支給額について、次のとおり定める。

ただし、最上位の役職の報酬を支払うものとし、他の役職を兼務する場合は、併給しないものとする。

- (1) 代表理事 月 額 10,000円
- (2) 副理事長 月 額 8,000円
- (3) その他の役員 月 額 5,000円

2 費用弁償の支給額について、次のとおり定める。

- (1) 非常勤の役員、評議員、委員等の日当は、1回5,000円とする。
- (2) 開催地以外の非常勤の役員、評議員、委員については、日当のほかに車賃として定額1,500円を支給する。

ただし、定額を超えた場合はその実費を支給する。

(支給方法)

第4条 役員の報酬の支給方法については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 4月分から 7月分までを 9月に支給する。
- (2) 8月分から 11月分までを 12月に支給する。
- (3) 12月分から 3月分までを 3月に支給する。

2 費用弁償の支給は、理事会及び評議員会、委員会の会議のとき出席した者にその都度支払うものとする。

(報酬の特例)

第5条 役員が月の途中で異動又は辞任等の事由があった場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 月の1日以降15日までに就任した場合は、当該月分の報酬は全額を支払い、16

日以降末日までに就任した場合は、当該月分の報酬額の2分の1の額とする。

- (2) 月の1日以降15日までに辞任した場合は、当該月分の報酬の額は2分の1の額とし、月の16日以降末日までに辞任した場合は、当該月分の報酬はその全額を支払うものとする。

(委 任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 元年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年 1月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。